

Abeanary 通信

2025

12月号

～トピックス～

1. 価格転嫁が法的に守られる中小受託事業者の交渉力強化
2. 税務カレンダー（2025年12月、2026年1月の税務）
3. おススメ書籍のご紹介



経営者の名言シリーズ

志を立てた以上、迷わず一本の太い仕事をすればいい

豊田佐吉（トヨタグループ始祖）

※経営者100の言葉より引用

価格転嫁が法的に守られる中小受託事業者の交渉力強化

◆改正下請法で何が変わらるのか

令和8年1月1日施行の新・下請法（正式名称「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」）では、発注側と受注側との価格交渉が法的に義務づけられます。中小受託事業者がコスト増を理由に価格見直しを申し出た際、委託事業者が正当な協議を拒否することは、今後違法行為とみなされる可能性があります。

この改正により、価格交渉の「結果」ではなく「交渉の姿勢」自体が法の監視対象となるため、価格転嫁を申し出ることが実務上の正当権利として明確になります。

◆対象事業者と規制の範囲拡大

今回の改正では、保護対象となる中小受託事業者の基準が見直され、従来の「資本金要件」に加えて「従業員数基準」が導入されます。これにより形式上は大企業に見えるが実質的には中小規模の事業者が保護対象に含まれるようになり、適用範囲が実務に即して拡大されます。

◆手形廃止で資金繰りが安定化

支払い方法に関して大きな変更が加えられます。新法では、手形による支払が原則禁止され、代金は現金で支払うことが義務づけられます。これにより、支払期日から現金化まで最大で120日かかっていた従来の手形取

引から脱却し、最長でも60日以内の現金回収が可能になります。

この改正は、資金繰りに不安を抱える受託側の経営安定に直結するものであり、とりわけ仕入額の大きい製造業や工事業、物流業などの中小企業にとっては日常的なキャッシュフロー改善に直結する重要な施策となります。

◆物流業者への明確な保護も

さらに、これまで下請法の枠外であった「運送委託」も新たに適用対象として明記されました。発荷主が運送業者に対して直接委託を行う場合、運送業者は法的に保護される立場となります。

たとえば荷役や荷待ちを無償で強いられるような取引、燃料費高騰に対する価格交渉の拒否なども、今後は法の対象として是正が可能となります。中小の運送業者にとっては、契約内容の明確化と価格転嫁の要求が制度的に支えられることで、収益構造の見直しと労務改善のきっかけにもなり得ます。

2025年12月の税務

12月10日

- 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（6月～11月分）の納付

翌年1月5日

- 10月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 4月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

2026年1月の税務

1月13日

- 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付）

2月2日

- 支払調書の提出
- 源泉徴収票の交付
- 固定資産税の償却資産に関する申告
- 11月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

おススメ書籍のご紹介

働きすぎて休むのが下手な人のための

休息する技術



書籍要約サービス「フライヤー」の
詳細・お申込みは[こちら](#)



- 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
- 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

- 給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出（本年最後の給与の支払を受ける日の前日）
- 給与所得の年末調整（本年最後の給与の支払をするとき）
- 固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付（12月中において市町村の条例で定める日）

- 5月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
- 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

- 給与支払報告書の提出

- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出（本年最初の給与支払日の前日）

- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）
(1月中において市町村の条例で定める日)

毎日忙しく働いてへとへと。休日は寝ているだけで終わってしまうのに、疲れが取れた気がしない——。そんな感覚に心当たりがある人は少なくないはずだ。多忙な現代人は仕事や家庭に追われながら、休むことにどこか罪悪感を感じている。そのためか、ほとんどの人は正しい休息法を知らないまま、疲労を重ねている。

本書は、そんな忙しすぎて休むのが下手な人に正しい休息法を提示するために、まず疲労の正体を明らかにする。疲労を「自律神経の疲れ」「心の疲れ」「体の疲れ」の3種類に分類し、それぞれに合った回復法を具体的に提示する。本書の魅力は、「疲れ」という漠然とした状態を、種類やサインで見定め、具体的な回復法を“選択”できることにある。チェックシートを使って疲れ度合いや種類を診断し、回復法を自分に合ったかたちにカスタマイズできるのが魅力的だ。

「休む」というと、つい「寝る」ことを考えてしまうが、本書を読むと、それだけでは不十分だということがよく分かる。

◆◇◆詳細が気になった方は、
「フライヤー」をご利用ください◆◇◆

